

大 個 審 3 0 号
(答 申 第 2 9 9 号)
平成 2 9 年 2 月 1 5 日

地方独立行政法人大阪府立病院機構
理事長 遠山 正彌 様

大阪府個人情報保護審議会
会 長 野田 崇

個人情報の取扱いに関する意見について（答申）

平成 2 9 年 1 月 5 日付け府病成第 3 9 2 3 号で諮問のありました「地域診療情報連携システム」に係る大阪府個人情報保護条例第 8 条第 4 項に規定する通信回線により結合された電子計算機を用いた個人情報の実施機関以外への提供禁止に対する例外事項については、審議の結果、下記事項に留意して、個人情報の保護に万全の措置を講じることを前提に、諮問の内容を適当なものとして認めましたので、答申します。

記

- 1 患者等の個人情報の電子計算機処理を行うにあたり、これらの情報の漏えい、滅失及び損傷の防止等適切な管理のため、新たなセキュリティ技術の導入に努める等必要な措置を講じるなど、ネットワーク技術の進歩も踏まえ、地域診療情報連携システム（以下「本システム」という。）における個人情報の安全確保に万全を期すること。
- 2 本システムにアクセスできる職員等を必要最小限の者に限定するとともに、ID及びパスワードについては、第三者供与の禁止を徹底し、厳格に運用すること。
- 3 本システムの接続先である地域医療機関におけるセキュリティについて、地域医療機関においても、本システムにアクセスできる登録医が必要最小限の者に限定されることを確保するよう、地域医療機関への周知を徹底するとともに、地域医療機関に対し、安全確保について万全を期するよう注意喚起を十分に行うこと。
- 4 本システムの運用に当たっては、実施機関もしくは地域医療機関が患者本人から同意を取得することを徹底し、本人から同意を得ることが困難な場合は、法定代理人又は任意後見人から同意を取得することを徹底すること。特に、地域医療機関により閲覧される情報の範囲について、患者又は当該代理人にわかりやすい説明を徹底すること。
- 5 本システムの運用開始に当たり、「大阪府立成人病センターにおける個

人情報の保護に関する規程」等について、実態に即した整備を行い、厳格に運用すること。

- 6 今後、地域医療機関の医師又は歯科医師以外に本システムの利用者を拡大する場合は、あらかじめ本審議会に諮問すること。
- 7 本システムの運用開始前に、上記5の規定整備の状況について、本審議会への報告を行うこと。また、本システムの運用開始後、おおむね1年後を目処に、上記3の啓発等の取組みも含め、運用状況について、本審議会への報告を行うこと。